令和4年度スポーツ庁委託事業

女性アスリートの育成・支援プロジェクト「女性エリートコーチ育成プログラム」

実施責任者　伊藤雅充　殿

**誓約書**

私は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、本事業に参加するにあたり、3の事項を遵守することを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 対象コーチとして不適当な者
   1. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
   2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
   3. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的なあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
   4. 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき
   5. 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会に非難されるべき関係を有しているとき
2. 対象コーチとして不適当な行為をする者
   1. 暴力的な要求行為を行う者
   2. 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
   3. 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
   4. 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
   5. その他前各号に準ずる行為を行う者
3. プログラム参加遵守事項
   1. 本事業の目的、応募条件、その他の方針について理解し、事前に所属団体の了承を得た上で応募すること
   2. 受講者として選抜された後においては、事務局が正当と認める理由以外での辞退はできない事を十分理解のうえ、応募すること
   3. 原則として実施されるプログラム内容の3分の2以上に参加すること。また、諸事情により特定のプログラム参加が困難な場合は事務局へ相談すること
   4. 本事業に関わる全ての関係者に対し、相手を尊重して接し、良好な人間関係を築くこと
   5. 本事業で知り得た事業関係者の個人情報について、第三者に開示または漏洩しないこと
   6. 本事業に参加する上で必要な情報は、全て正確に事業関係者と共有し、また、要求に応じて報告すること
   7. 本事業参加に係る年間活動費支援について、別に定める活動費ガイドラインの内容を十分に理解し、不当な請求は一切行わないこと
   8. オンラインでの各種プログラム参加によって発生する通信料や通話料は自己負担とすること
   9. 各種プログラム参加期間中に発生する食費は自己負担とすること
   10. 本事業からの年間活動費支援は競技団体等の経費削減を目的とせず、自身の学習経験を主たる目的とすること
   11. 各種プログラム参加にあたっては、厚生労働省および各競技団体が提示するガイドラインに則って感染症対策に努めること
   12. 応募必要事項に記載した内容、及びヒアリング時に口述した内容は事実に相違ありません

以上

令和　　　年　　　月　　　日

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　印